

令和4年5月27日14時00分
資料配布 近畿地方整備局
木津川上流河川事務所

刈草ロールの無料配布を実施します！ ～堤防の刈草を資源としてご活用ください～

木津川上流河川事務所では、堤防の異常(崩れや亀裂等)を早期に発見し、河川流域の安全や環境を守るため、堤防除草を実施しています。

堤防除草で発生した刈草を、民間処分場で有料処分するばかりではなく、資源の有効活用や維持管理コスト削減の観点から、より多くの方々に活用して頂きたい『刈草ロール』にして、無料配布する取り組みを行っています。

無料配布にあたっては、これまでは事前申し込みが必要でしたが、令和4年度から試行的に申込不要とします。

【刈草ロールの無料配布】

- 配布期間: 令和4年7月1日(金)～令和4年9月30日(金)

※無くなり次第終了。

- 配布場所: 三重県伊賀市大野木 大野木資材置場(別添チラシの地図参照)

【注意事項】

- 直接現地にお越しいただき、在庫があれば合計50個までの範囲内でご自由にお取り下さい。
- 数回に分けて運搬される場合も合計50個までとします。
- 在庫の有無に関するお問い合わせにはお答えできません。なお、在庫状況について、木津川上流河川事務所ホームページの「お知らせ」で毎週火曜日に情報提供を行いますのでご利用ください。(https://www.kkr.mlit.go.jp/kizujyo/index.html)

<取扱い> _____

<配布場所> 伊賀記者会、名張市政記者クラブ、奈良県政・経済記者クラブ、
三重県政記者クラブ

<問合せ先> 近畿地方整備局 木津川上流河川事務所

副所長 やま たかし
矢間 孝司

建設専門官 おかだ ゆういちろう
岡田 雄一郎

電話 0595-63-1611(代表)

刈草ロール

無料配布します!



国土交通省 木津川上流河川事務所では、流域の安全を守るため、堤防の異常を早期に発見し補修することを目的に、年2回(6月・10月)堤防除草を行っています。

令和4年度から試行的に
申込不要になりました!

配布期間：令和4年7月1日(金)～9月30日(金) ※無くなり次第終了

配布場所：三重県伊賀市大野木 大野木資材置場 ※裏面に地図記載

配布方法：草をロール状にして、ビニールで巻いて配布します。

注意事項：在庫の有無のお問い合わせにはお答えできません。

直接現地にお越しいただき、在庫があれば**合計50個まで**の範囲内で
ご自由にお取りください。 ※数回に分けて運搬される場合も合計50個まで。



堆肥材料



飼料・敷料



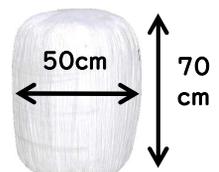
マルチ材

ロールの大きさ(目安)

直径 50cm

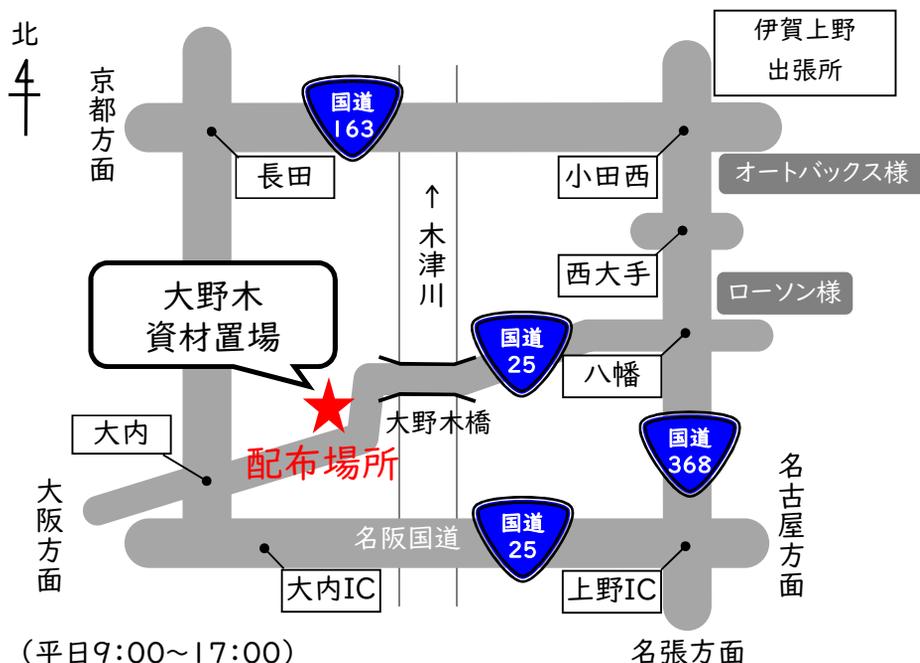
高さ70cm

重さ 10~20kg



無料提供に関する注意事項

- 配布期間中、お一人様 合計50個まで(個人の使用に限る)の範囲内でご自由にお取りください。
数回に分けて運搬される場合も合計50個までとなります。
- 現地にお越しいただいたときに、必ず在庫があるとは限りません。
- 在庫の有無に関するお問い合わせにはお答えできませんので、現地で確認をお願いします。
事例として、野菜の無人販売所をイメージください。
なお、目安として、在庫状況を木津川上流河川事務所ホームページの「お知らせ」で毎週火曜日に
情報提供を行いますのでご利用ください。(https://www.kkr.mlit.go.jp/kizujyo/index.html)
- 天候などの影響により、刈草ロールの製作が滞ることがあります。
- 現地での職員の立ち会いはありません。車への積み込みはご自身でお願いします。
- 不定期で巡視員が回り、用途についてお伺いする場合がありますので、ご協力願います。
- 国土交通省は、積込運搬時の事故やトラブル、提供後の使用に関して一切責任を負いません。
- 災害や事故の発生に伴い、急きょ配布を中止する場合があります。
- 関係諸法令を遵守し、各自の責任で適正に利用してください。一度引き取られた刈草は返却できません。
- 河川堤防には、様々な種類の草が混在していますので、利用される方で用途に適合しているかご判断ください。
- 刈草を家畜等の飼料として使用される場合は、ご自身で責任をもってご使用ください。



【お問い合わせ】(平日9:00~17:00)

国土交通省 木津川上流河川事務所 伊賀上野出張所 (〒518-0825 三重県伊賀市小田町242)

電話：0595-21-2403

<https://www.kkr.mlit.go.jp/kizujyo/karikusa/index.html>